



TSUBASA GROUP

The group searching for a dream

社会福祉法人志真会

令和5年度事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

2023/03/29

1、法人の概要

(1) 経営の主体

社会福祉法人 志真会

理事長 天笠 寛

(2) 所在地等

所在地 千葉県君津市貞元5 1 0 番地 (〒299-1133)

電話番号 0 4 3 9 (5 5) 2 2 2 2

FAX番号 0 4 3 9 (5 5) 2 2 2 3

[URL:https://tsubasa-shishinkai.com](https://tsubasa-shishinkai.com) (法人)

[URL:https://hoikuen.tsubasa-gr.jp/about/](https://hoikuen.tsubasa-gr.jp/about/) (つばさ保育園)

[URL:http://www.livingsupport-k.jp/](http://www.livingsupport-k.jp/) (リビングサポート木更津)

(3) 設立

平成22年7月8日

(4) 法人事業

(第1種社会福祉事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|---------------|--------------|----|-----------|
| 地域密着型介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホームつばさ | 29 | 平成23年6月1日 |
| 介護老人福祉施設 | 特別養護老人ホーム夢の郷 | 80 | 平成26年5月1日 |

(第2種社会福祉事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|------------------|--------------------|-------|------------|
| 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護つばさ | 10 | 平成23年6月1日 |
| 訪問介護 | 訪問介護ステーションつばさ | | 平成24年11月1日 |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間対応型訪問介護事業所つばさ | | 平成23年6月1日 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 24時間訪問介護事業所つばさ | | 平成24年4月1日 |
| 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護夢の郷 | 20 | 平成26年5月1日 |
| 通所介護 | デイサービスセンター夢の郷 | 30 | 平成26年6月1日 |
| 放課後児童健全育成事業 | 夢の郷児童クラブ | 90 | 平成28年4月1日 |
| 老人介護支援センター | 君津市小糸・清和地域包括支援センター | | 令和4年4月1日 |
| 短期入所生活介護 | リビングサポート木更津 | 20 | 令和5年3月1日 |
| 小規模認可保育 | つばさ保育園 | 18 | 令和5年4月1日 |
| 一時預かり事業 | つばさ保育園 | 余裕活用型 | 令和5年4月1日 |

(公益事業)

| 事業種別 | 施設(事業)名 | 定員 | 事業開始日 |
|------|---------------|----|----------------|
| 訪問看護 | つばさ訪問看護ステーション | | 令和4年度より 休止中 |

| | | | |
|---------------------------|--------------------|----|------------------|
| 居宅介護支援 | 居宅介護支援事業所夢の郷 | | 平成 26 年 6 月 1 日 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | あいあいハイム | 26 | 平成 30 年 10 月 1 日 |
| 社会福祉の推進に資する人材の育成・確保に関する事業 | 介護職種外国人技能実習生 | | 令和元年 6 月 22 日 |
| 認可外保育施設 | つばさ保育園 | 15 | 令和 5 年度より認可保育園移行 |
| 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業) | 君津市小糸・清和地域包括支援センター | | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| サービス付き高齢者向け住宅 | リビングサポート木更津 | 15 | 令和 5 年 3 月 1 日 |

(5) 法人理念・行動指針

(法人理念)

- ・保健・医療・福祉の連携を取りながら、高齢者の方々が住み慣れた家、または住み慣れた地域において、安心して暮らし続けることができる街づくりに貢献いたします。
- ・くつろいだ雰囲気の中で子どもたちが様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を目指すと共に、将来を担う子どもの主体的な育ちを支える環境を地域とともに築きます。

(行動指針)

- ・生きがいと安らぎの持てる生活の場を提供します。
- ・職場は常に笑顔と心づかいを大切にします。
- ・利用者様やご家族、さらに地域からも信頼される施設を目指します。
- ・家庭や地域等様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を目指します。

2、運営方針

当法人の経営は、基本理念を踏まえ、中長期計画にのっとり社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を、確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上と増進に努めます。

(1) 法人理念の実現

基本理念にある、安心して暮らし続けることができる街づくりを実現するためには、利用者の方々に対する質の高いサービスを提供し続けることであり、利用者中心に考え、行動する経営に努めます。

(2) 行動指針の実践

- ①利用者の方々に対する質の高いサービスを提供するためには、サービスを担う職員が最も重要な法人経営の資源であるとの考えから、職員育成に努めます。
- ②漠然と施設経営を行うのではなく、常に、職員一人一人の「気づき」を生かし、開かれた施設経営の実践に取り組み続けます。
- ③施設を運営することに伴う人的・施設的な機能を最大限活用し、その機能を発展させていくとともに、地域課題を地域の人々と共に解決すべく、施設を拠点とした取り組みを進めていきます。

3、重点取組内容

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化の推進について

全国で発生している、高齢者施設及び保育施設での職員による高齢者や乳幼児に対する虐待、身体拘束の事例を踏まえ、今年度は既存の仕組みを明確化するため、運営規程、対応マニュアル、身体拘束等適正化指針等を見直し、整備を行い、これらを基に、虐待の芽を生まない、不適切な支援を認めない・許さない「利用者の尊厳と主体性の尊重」が擁護される職場づくりを継続して取り組みます。

(2) 感染症や災害への対応強化について

「事業継続計画（BCP）」及び「感染症等対策等指針」のマニュアルについて、昨年度より改めて整備し、これに基づき、災害や緊急時、感染症予防対策等に取り組み、いざというときに速やかに対応できるよう備えるとともに、研修や訓練等を実施し、より実用的なマニュアルとなるよう取り組みます。

4、財政の安定対策

(1) ベッド稼働率の向上

法人事業の拡大に伴い、入所施設が特別養護老人ホーム2カ所、サービス付き高齢者向け住宅2カ所、短期入所生活介護（ショートステイ）3カ所を運営しています。

それぞれの地域性、特色を明確にし、利用者の希望はもちろんの事、利用者の状態に応じて最も適切な事業所を紹介できる体制を整えます。

また、施設間の入居状況を共有し、円滑な入所支援を行いベッド稼働率の安定を図ります。

令和5年度は、特養及びサ高住等の入所施設で稼働率96.5%、短期入所事業所で稼働率97.0%の目標を設定し事業推進に取り組みます。

(2) 人件費

上記でも述べました事業拡大に伴い、人材確保から人件費率の上昇が懸念されます。

職種、資格、経験等のそれぞれの条件に応じて給与体系の見直しを行います。

また、役職手当等の諸手当を整理し、適正化を行います。

時間外手当の申請についても、事業所間での格差がみられることから公平性に欠ける懸念があり、適正化を図る必要性があります。

これらを踏まえ、就業規則、給与規程等を見直し必要に応じて改正を行います。

(3) 経費

現在の社会情勢による諸物価、光熱費の上昇が経営を圧迫する材料となっています。

しかしながら、特別養護老人ホーム等の福祉施設及び介護施設では食事や居住費は国の定める金額が基準となるため、料金の値上げ等の対応は望めません。

令和5年度は職員一人一人が節約に取り組み経費削減を行う必要があります。

取組事項の成果を職員会議、幹部会議等で発表するとともに、定期的に重点項目を会議で示し、周知徹底を図り法人全体で取り組みます。

5、人材確保と育成

(1) 人材確保

①日本人介護職員と介護職種外国人技能実習生等の両立

新型コロナウイルスによる国の「水際対策」の緩和により技能実習生等の入国が再開され計画的な技能実習生等の受入れが期待されます。

不足される介護人材の確保の上から、引き続き計画的な受け入れを行います。

しかしながら、日本人介護職員の確保は依然として難しい状況が続き、必須資格者の確保や外国人介護職員とのバランスが取れた配置という新たな課題が生まれました。

課題の解決を図りつつバランスの取れた人材確保を図るため、福利厚生の充実、資格や経験を適正に評価した給与体系の構築を図り、職場環境を整え選ばれる職場を目指します。

②人材確保手段の多様化

人材確保のため、ハローワーク等の公的機関を活用した求人活動は計画的及び継続的に実施する必要があるため、人材採用計画を定めて採用状況のモニタリングを行います。

また、民間のソーシャルネットワーク等の媒体を活用した求人も有効な手段です。

求人において職種などの採用条件に応じて、最適な求人手段を活用し雇用に繋がるようにします。

(2) 人材育成

①専門職種の育成

当法人では地域の多様なニーズに応えるため、子どもから高齢者まで幅広い福祉活動及び事業運営を行っています。

これに伴い、保育士、看護師、介護福祉士、(主任)介護支援専門員、社会福祉士等の専

専門職の確保が必要です。

専門職を確保するため、在籍する職員に専門学校、養成機関等での受講資格の取得、資格取得のための研修受講の支援を行い、専門職の育成を積極的に行います。

②資格取得の推進

令和3年度介護保険制度改正により介護職員の資格要件が明確化され、令和6年3月末までの経過措置を経て無資格者は認知症介護基礎研修の受講が義務化されました。

当法人では職員のキャリアデザインの支援として可能な限り初任者研修の受講を勧め、将来の介護福祉士等の上級資格の取得への道づくりを支援します。

③人材育成のための研修機能の強化・推進

・内部研修

法人全体で研修体系を構築し効果的な研修を実施し、基礎的知識の習得を図ります。

新採用時研修 採用時から6ヶ月以内に実施 年1回

継続研修 全職員を対象に毎月実施 年12回以上

| 継続研修計画 | | |
|--------|---------------------|--------|
| 月 | 研修内容 | 講師（担当） |
| 4月 | 身体的拘束等の適正化のための研修Ⅰ | 介護職員 |
| 5月 | 感染症予防及びまん延防止のための研修Ⅰ | 栄養士 |
| 6月 | 虐待防止のための研修Ⅰ | 生活相談員 |
| 7月 | 感染症予防及びまん延防止のための訓練Ⅰ | 栄養士 |
| 8月 | 事故発生の防止のための研修Ⅰ | 介護職員 |
| 9月 | 身体的拘束等の適正化のための研修Ⅱ | 介護職員 |
| 10月 | 事業継続計画周知のための研修Ⅰ | 施設長 |
| 10月 | 事業継続計画周知のための訓練Ⅰ | 施設長 |
| 11月 | 感染症予防及びまん延防止のための研修Ⅱ | 看護師 |
| 12月 | 事業継続計画周知のための研修Ⅱ | 施設長 |
| 1月 | 感染症予防及びまん延防止のための訓練Ⅱ | 看護師 |
| 2月 | 事故発生の防止のための研修Ⅱ | 介護職員 |
| 3月 | 虐待防止のための研修Ⅱ | 生活相談員 |
| 3月 | 事業継続計画周知のための訓練Ⅱ | 施設長 |

・外部研修

職能団体、高齢者福祉施設協会等の実施する研修会に積極的に参加し、受講後は伝達講習等により情報を共有し全体のスキルアップを図ります。

(3) 人材確保

①将来の目標が持てる環境づくり

・キャリアデザインの構築支援を積極的に行い、職員が自分の将来に希望が持てる環境づくりを行っていきます。

・キャリアデザインの達成のため、資格取得、研修会等の受講によるスキルアップを積極的に支援します。

②キャリアアップ

- ・法人運営を担う人材として事業所管理者、事務長、施設長等の幹部候補の育成に努め、人事考課により能力の応じたキャリアアップが目指せる環境を整え、働き甲斐のある職場づくりを図ります。

6、地域福祉

(1) 地域における公益的な取組み

社会福祉法第24条第2項に「地域における公益的な取組」についてその責務が明確化され、社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応が求められています。

社会福祉法人志真会では、地域において、少子高齢化や人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実を図ります。

①福祉避難所

当法人は君津市と「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結し、市内において災害が発生した場合または発生する恐れがある場合に、一般避難所での生活において特別な配慮を要する方及びその介助者（家族等）を受け入れるための福祉避難所として、特別養護老人ホーム夢の郷、特別養護老人ホームつばさが指定されています。

非常用自家発電機を備え、災害備蓄品を確保し災害に強い施設づくりを行い、災害時における地域住民の安心できる拠り所としての機能充実を図ります。

②既存事業の利用料の減額・免除

社会福祉法人志真会では、利用者及び入居希望者への社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の周知に努め、低所得者の負担軽減の取り組みを実施しています。

また、法人独自の取り組みの「生活保護等低所得者援助」を活用し、低所得者の方々への支援を行います。

③地域の要支援者に対する相談支援

事業所に社会福祉士などの専門職を配置し、高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために、介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやインフォーマルなサービスなど多様な社会資源を適切に利用することができるよう支援することを目的に総合相談窓口を設置し成年後見制度の活用や年金制度等の多岐にわたる相談援助を実施します。

④地域の要支援者に対する移動等の生活支援

社会福祉法人志真会では、法人所有の車輛を活用し地域住民等が集う敬老会や福祉大会等に際して移動が困難な高齢者等に対して、無償で送迎を実施します。

⑤福祉教育活動

地域の福祉教育の場として、看護学生の施設実習、大学教育課程の学生の介護等体験学習、介護支援専門員事務研修同行研修等の受け入れを行い、指導資格を要する職員による教育・指導を行います。

(2) 地域における貢献活動の取組

①地域の道路の草刈り、排水溝の掃除等の活動や地域のイベント参加

②君津市「子ども110番」に登録

③君津市認知症にやさしい地域づくりネットワーク（SOSネットワーク）」に登録

④みんなの家110番」に登録

※千葉県高齢者福祉施設協会と千葉県警察が連携し、会員事業所が「みんなの110番の家」となり、子供や女性、高齢者などが何らかのトラブルにあったときに駆け込める場所を提供します。

7、新規事業計画

(1) サービス付き高齢者向け住宅の建設計画

新型コロナウイルス感染により事業計画を休止していた「(仮称) サービス付き高齢者向け住宅郡の郷」の建設を令和5年度・令和6年度の2年度事業で再開します。

(2) 君津市小糸・清和地域包括支援センターの建設計画

農地転用許可の遅れから、令和4年度計画の事業「君津市小糸・清和地域包括支援セン

ター」整備計画を令和5年度で建設工事を開始します。

- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所の建設計画
 (2)と同じく、農地転用許可の遅れから、令和4年度計画の事業「(仮称)小規模多機能型居宅介護小糸の郷」整備計画を令和5年度で建設工事を開始します。
- (4) 小規模認可保育園「つばさ保育園」の運営開始
 認可外保育園つばさ保育園は君津市の認可保育園として令和5年度より小規模認可保育園「つばさ保育園」として運営を開始します。

8、防災訓練

| 訓練内容 | 実施時期 | 実施拠点 |
|--------------------|----------|-------------------------------|
| 火災を想定 | 令和5年6月頃 | 特養2ヶ所、サ高住2ヶ所、学童保育園、地域包括支援センター |
| 自然災害を想定 | 令和5年9月頃 | 特養2ヶ所、サ高住2ヶ所、学童保育園、地域包括支援センター |
| 夜間を想定 (又は不審者対応) | 令和5年12月頃 | 特養2ヶ所、サ高住2ヶ所、学童保育園、地域包括支援センター |

9、令和5年度評議員会及び理事会の開催日程について

(1) 評議員会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|---------|---------|----------------------|
| 第1回評議員会 | 令和5年6月 | 事業報告・決算報告 理事・監事選任 |
| 第2回評議員会 | 令和5年12月 | 補正予算・事業進捗状況 |
| 第3回評議員会 | 令和6年3月 | 事業計画案・収支予算案 |

(2) 理事会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|--------|---------|-------------------------|
| 第1回理事会 | 令和5年5月 | 事業報告・決算報告 理事・監事候補者選定 |
| 第2回理事会 | 令和5年6月 | 理事長選定 |
| 第3回理事会 | 令和5年9月 | 事業進捗状況 |
| 第4回理事会 | 令和5年12月 | 補正予算・事業進捗状況 |
| 第5回理事会 | 令和6年3月 | 事業計画案・収支予算案 |

(3) 評議員選任・解任委員会日程

| 開催回 | 開催予定日 | 主な議事 |
|--------|-------|-----------------------------|
| 開催予定無し | | ※令和6年度決算に係る定時評議員委員会開催日に同日開催 |

10、拠点別（事業所別）事業計画の作成

法人の事業拡大については先に述べた通りです。

今後は拠点別に事業計画を作成し、計画に対しての事業進捗状況を把握する必要があります。

令和5年度は準備期間として、事業所管理者・責任者に対して、事業計画の策定、数値目標の設定等について周知し、計画の試案を作成します。

作成した事業計画の基づき、目標達成に向けた具体策を講じ事業推進に取り組みます。

令和6年度では事業計画書で拠点別事業計画を示させていただきます。